

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和6年9月18日（水）
午前9時58分～午前10時26分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友康信
委員 阿部正義 委員 佐藤さやか
委員 佐藤繁樹 委員 熊谷克彦
委員 長南良彦
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 安倍 卓
出席をした 社会福祉課長 大元 純子
者の職氏名 こども支援課長 西坂 路子
保険年金課長 米本 博喜
社会福祉課長補佐兼 高橋 敦詩
生活再建支援係長 佐藤 旭一
健康福祉部企画員兼 松原 美佳
こども支援課長補佐 山田 竜一
保険年金課長補佐 相澤 なぎさ
社会福祉課主幹兼 小林 亜沙美
障がい者手帳係長
家庭児童係長
保険年金課主幹兼
国民健康保険係長

6 事務局職員 事務局 局長 綱 川 宏 一
主幹兼議事調査係長 若 林 潤
主 事 高 橋 桃 花

7 付議事件

- (1) 議案第93号 国民健康保険法等の一部改正に伴う関係
条例の整理に関する条例

午前9時58分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第93号 国民健康保険法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 全体的なところですが、令和6年第2回定例会でも、令和6年12月2日以前に発行された健康保険証を最長で令和7年12月1日まで有効とする経過措置があるという御答弁をいただきました。

令和6年第3回定例会の本会議で、本市の被保険者証の有効期限は令和7年7月31日までと設定しているという御答弁だったのですが、令和7年7月31日までとした経緯と理由についてお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） このたびの被保険者証の変更については、最長1年間の延長まで認められております。当初の考えといたしましては、10月1日付で国民健康保険の被保険者証が更新されますので、1年経過の9月30日まで1年間有効という考えもありましたが、後期高齢者医療保険の被保険者証の有効期限が7月31日までで、そちらと国民健康保険の被保険者証の切替えを統合したいという考えに至りましたので、7月31日までに変更とさせていただいたところです。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） そうしますと、後期高齢者医療保険の被保険者証に合わせて有効期限を令和7年7月31日にするということだと思うのですが、その後は、やはり資格確認書と併せてマイナ保険証を進めていくという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） マイナ保険証については、カードリーダーにかざせば既にオンラインにより資格情報は医療機関で確認できますので、それについて改めて進めていくということではないです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 第93号資料の第1条関係の第13条の中で、被保険者証の返還に関する項目が削除されたとありますが、これから市民の方については被保険者証を返還しなくてもよいということでもいいのか、確認をお願いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 被保険者証については、今まで1年間の有効期限で切替えを行っておりました。12月2日以降はマイナ保険証を基本とするわけですが、そちらは有効期限がありませんので、期間を満了した場合での返還はありません。

あと、今回の変更については、滞納が著しい方等に被保険者証を返還していただくという項目が削除されて、当初返還を求めていたものについては返還しなくてもいいというか、マイナ保険証の場合ですとマイナンバーカードの返還という形になってしまいます。マイナンバーカード自体の機能は保険証だけではありませんし、先ほども言ったとおり有効期限がありませんので、返還してしまっては支障も出るということで、返還を求めることはしないということです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） 以前にも答弁の中でお伺いしていたことかと思うのですが、令和6年10月以降にマイナ保険証の利用登録を解除できるようなお話もあるかと思います。周知を図っていくということでしたが、何か国から具体的に示されたのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） マイナ保険証の利用登録の解除申請については、令和6年10月頃から可能になるという話は伺っております。ただ、具体的な手続等についての通知がいまだ国から来ておりません。そのため、広報周知になるべく早く努めたいという旨の答弁は前にもいたしました。いかなせんその情報が来ておりませんので、情報が来次第、できるだけ速やかな方法で周知に努めていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） ちなみにその10月以降というのは、まだ具体的な日程も決まっていはいないのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 10月頃という表現しかされておきませんので、いつからということすらも情報はありきません。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありますか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第93号資料ですけれども、第2条関係、第3条関係及び第4条関係で、改正の内容に、子ども医療費でお話ししますと電子資格確認等となっておりますが、この電子資格確認等の範囲と申しますか、具体的な内容をお知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） こちらの電子資格確認等による被保険者であることの確認ですが、医療機関で受付する際、今までですと健康保険証を提示し被保険者である旨を確認していただいていたおりました。このたび、令和6年12月2日より健康保険証がマイナンバーカードと一体化するということになりますので、医療機関の窓口でマイナンバーカードを読み取り、健康保険の資格情報を確認していただく手続になります。

あわせて、まだマイナンバーカードと一体化されていない場合は、今までどおり健康保険証の目視の確認、またカードを取得していない場合に、新たに発行される資格確認書での被保険者である旨の目視確認という手続を想定しております。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、例えば子ども医療費助成の場合、子ども医療費受給者証があるかと思うのですが、それも紙で確認するという形でよろしいのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 現在も医療機関の窓口で紙の受給者証を提出して確認していただいておりますが、その手続については今後も変わりなくしていただくことになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 全体的な話になりますけれども、マイナ保険証を所持している市民の割合は把握されておりますでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、国民健康保険係長。

○国民健康保険係長（小林亜沙美） 2024年7月時点では、国民健康保険で62.51%です。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） あと4割ほどの市民がまだマイナンバーカードに保険証をひもづけていないということだと思います。やはり報道でもあるように、個人情報漏えいだったりという不安を考えている方もいらっしゃるし、自分もいろいろ調べたのですが、先ほど御答弁でもありましたように毎回保険証を確認するという作業が少なくなるということと、受診履歴や処方箋の履歴が確認できて不必要な検査が少なくなるというメリットも考えられるということです。

デメリットもあるのですが、メリットの部分の周知に関してはどのように捉えておりますでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） マイナンバーカードと保険証のひもづけについては、今後、現在も、周知活動を図っていくところですが、その中で改めて委員からもお話があったようなメリットもさらに強調してお伝えしながら、まだ登録されていない方々への周知活動をさらに進めていきたいと考えているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 第93号資料の中の第2条関係、第7条について、ほかのも一緒なんです、文言の整理というところで、電子資格確認等による被保険者であることの確認とありますが、具体的にシステム上でどのように確認するのか、お知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 電子資格確認等による確認について、先ほどもお話しさせていただいたのですが、医療機関の窓口で保険証が一体化されているマイナンバーカードを読み取り機械で確認していただくことになります。医療機関の受付にマイナンバーカード専用の顔認証付のカードリーダーが設置されており、そちらで本人認証を行い、健康保険の資格情報を確認していただくような流れになると捉えております。

○委員長（小野寺美穂） 佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 例えばそのカードを読み込ませたときに、医療機関や薬局側で、想像ですけれども、事務所側のモニターにその方の情報が表示されることで確認をするのか、どのようになっているのかということです。カードを提示して読み込ませて確認することは分かりました。具体的に、読み込んだ先にそのデータが病院側のモニターに表示されることで、名前などそういったものを確認するのか。どういうところで具体的な確認をされるのかお聞きしたいです。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） マイナンバーカードの提示と読み込みというところまでは知っていますけれども、医療機関側の機械でどのように表示されるか、どういった情報が出るか、また操作の詳細については把握していないところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） また改めてマイナ保険証全体の話になるのですが、例えばこれまで施設に入院されていた方であったり、お子様が修学旅行などに行かれる際、ほとんど保険証のコピーを施設に預けていたり、お子様に保険証のコピーを持たせたりという対応をされてきたかと思います。今後マイナ保険証となったときに、恐らく保険証の本物自体を施設に預けたり、また子供に持た

せたりということもあるかと思うのですが、マイナ保険証を紛失した際はどのような対応をしたらよろしいのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） マイナ保険証を紛失した場合、まずは、マイナンバー総合フリーダイヤルにお電話いただいて、カードの機能停止の手続きをしていただくことになります。それと併せまして、警察に遺失届を提出していただき、その上で市町村に紛失・廃止届と併せて再発行届を提出いただくことになります。

○委員長（小野寺美穂） 佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） ちなみに資格確認書が発行された場合は、資格確認書の有効期限などはあるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 有効期限については、国では最長5年までとはしていますけれども、その期限については市町村の判断ということで、本市では1年間とする予定です。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） マイナンバーカードと保険証のひもづけをもうされている方について、10月1日からそれが解除できるようになると伺ったと思います。その解除に必要な手続きをするときにマイナンバーカードだけを持って来ればいいのか、または保険証も必要なのか、具体的に必要なものについて教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） そちらの手続きについても、先ほども答弁申し上げましたが、詳細についてまだ具体的な情報がありませんので、現在の時点では把握していないところです。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 予定では10月1日からできるように手続きを進めるということだと思うのですが、具体的なものがまだ本当に手元に来ていないので、対応については今答えられないということではよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 委員から10月1日からというお話をいただいておりますが、先ほども答弁で申し上げましたとおり、国からの指示といたしましては、具体的ではないのですが、10月頃ということしか示されておらず、10月の何日から可能なのかということ自体も情報がない状態ですので、現時点では把握していないところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 先ほどマイナ保険証を紛失した場合の対応ということでお話をいただいたのですが、紛失した場合、マイナンバーカードが再発行されるまでどのくらい時間がかかるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） まだ具体的な事例もありませんので、時間はかかりそうだという見込みはありますが、具体的にどれくらいというのはまだ把握していないところです。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） そうすると、再発行には多分結構時間がかかると思います。マイナンバーカードが保険証にひもづけされていて、それを紛失してしまった場合、その間、保険証が使えないとなった際の対応というのは、どのようにしたらよろしいのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 紛失届等を頂いた時点で、市で資格確認書を発行します。それで、新たにマイナ保険証が発行されるまでの間、医療機関で受診していただくようになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 1点確認させてください。

先ほどの答弁の中で、マイナ保険証の場合は特に有効期限はないということですので、滞納をなさっている方々が、従前は何か保険証の代わりに資格云々という形だったと思うのですが、そういうのもなくて、マイナ保険証で変わりにくく受診できるという考え方でよろしいのかどうかお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 現在の制度といたしましては、滞納者の中でも

特に特別な理由もなく滞納を長期間行っている方だとか、そういった滞納の状況が著しい方については、被保険者証に代わり被保険者資格証明書というものを発行しておりました。これは何かと申しますと、医療機関は受けられます。ただし、医療機関の窓口ではまず10割全額を一時的に払っていただく、ペナルティーのようなものがつく制度です。後で申請していただければ、一部負担金を差し引いた金額は戻ってくるという特別療養費というものですが、まずは窓口で10割全部払っていただくことをお示しする、そういった書類を被保険者証の代わりに発行しておりました。

今回、マイナ保険証に替わるに当たり、この被保険者資格証明書は廃止されます。代わりにと申しますか、この窓口で10割払っていただく該当者であるという旨をマイナ保険証や資格確認書それぞれに示すということで、医療機関は受けられます。ただし、窓口では10割全額をまずは払っていただきますという、被保険者資格証明書を発行している現在と同じペナルティーをかけていただくことになっております。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、一時的に10割負担となるということは、滞納している方については従前と同じような方法で実施していく形になると思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 今の資格確認書の件でお伺いいたします。

先ほどの答弁で、期限は1年という話だったと思うのですが、報道だと最長5年という話も出ているということで、本市で1年の対応にした理由をお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 1年間といたしました理由は、現行の被保険者証を1年で更新しているという現状を踏まえまして、制度的に同じ期限で引き続きという、その継続性というところを鑑みて1年間とさせていただいたところ です。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） そうすると、最長5年という話も出ているのですが、1年ということで、その間、1年ごとに更新をかけていくという認識でいいのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 委員お見込みのとおり、1年更新ですので、その都度、現行の被保険者証と同じように、対象者については改めて更新していくという形になります。5年ではなくて1年ごとに更新していく形となります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今までは毎月医療機関で保険証を提示していたのですが、マイナ保険証に切り替わった場合に、それが例えば有効期限がないとなると、その提示が必要ないということにはならないのですか。そこだけ確認したいのですが。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 国民健康保険に入っている方もいれば、お勤めになって社会保険に入っている方もいらっしゃいます。あるいはお勤めを辞められて社会保険から国民健康保険に切り替わるという方も往々にしていらっしゃいます。そういったこともありますので、マイナ保険証の提示は引き続きしていただかないと、この人が前は社会保険証だったけれども次に国民健康保険に切り替わっているかもしれないということで、また保険証の取扱いについて医療機関でも確認する必要があります。その提示については期間にかかわらず、資格が入れ替わるという事情もありますので、引き続き医療機関に御提示いただくことになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた

します。

これより、議案第93号 国民健康保険法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第93号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時26分 散会

令和6年9月18日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂